

京都市環境モデル都市

行動計画



平成21年3月

京 都 市

目 次

1 全体構想	2
1-1 現状分析	3
1-2 削減目標等	4
1-3 地域の活力の創出等	8
2 取組内容	10
2-1 歩くまち・京都	10
2-2 景観と低炭素が調和したまちづくり	15
2-3 環境にやさしい低炭素型のライフスタイルへの転換	20
2-4 イノベーションをはじめとした低炭素型経済・生産活動の発展	25
2-5 再生可能エネルギー資源の徹底的活用	29
2-6 京都市民環境ファンドの創設	32
3 取組体制等	34

京都市環境モデル都市行動計画

1 全体構想

京都市は、1200年を超える悠久の歴史に育まれ、市域の4分の3を占める森林をはじめとする山紫水明の美しい自然や落ち着いた都市景観、受け継がれ磨き上げられてきた伝統文化が、今も生き続ける世界でも稀有の歴史都市であるとともに、人口150万人を擁する現代の大都市であり、また、年間約5,000万人の観光客が訪れる国際文化観光都市である。

さらに、伝統を守りつつ、常に新しいものに挑戦する進取の精神と創造の力を秘めた「未来を創るまち」でもある。

このようなまちの特性を活かし、京都市は、平成9年12月に開催された「国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」を契機に、自治の伝統に裏打ちされたパートナーシップの精神の下、市民、事業者、行政が一体となって、環境への負荷の少ない持続可能なまちを目指し、議定書誕生の地として、先進的な地球温暖化対策を進めてきた。

しかし、京都のまちもまた、あまたある現代都市の例にもれず、利便性を最優先した、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会システムが、市民の生活スタイルを変容させるとともに、都心部や観光地でのマイカーによる交通渋滞や、京町家などの伝統的建築が失われ高層マンションに建て替わるなど、環境への負荷を増大させる方向に、交通やまちの姿が変容してきた。

地球環境問題への対応が、さらに重要性を増す今日、まちづくりや社会の仕組みの改革を進めるうえで、「低炭素」の視点が不可欠となっている。

車優先から公共交通優先への交通政策の転換、伝統的建築を活かした環境負荷の少ない美しい建築など「低炭素型まちづくり」を推進する必要がある。また、地産地消の食文化や、季節感を大切にする生活、「打ち水」「しまつの心」「門掃き」など伝統的な知恵を生かした新しい「京都流ライフスタイル」への変革など、地球温暖化防止に向けた新たな戦略が必要となってきた。

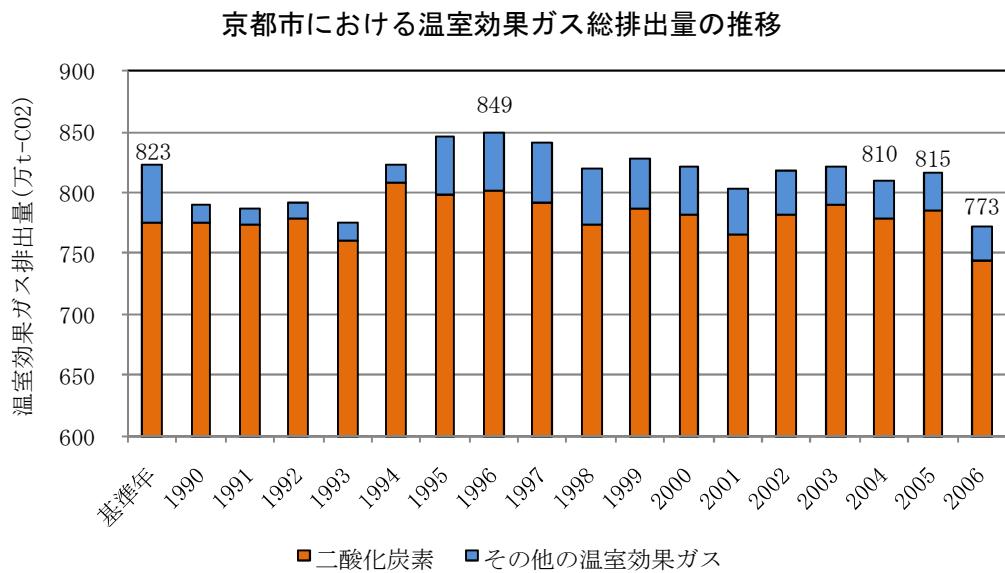
このため、京都市では、この行動計画において、豊かな森林資源、伝統文化、進取の精神と創造の力など、京都のまちの特性をさらに高めるとともに、市民のライフスタイルを転換し、大学・研究機関、先端産業など地域資源の一層の活用を通じて、温室効果ガスの大幅な削減目標を達成しうる施策展開を進めることとした。

なお、地球温暖化問題は、市民生活や事業活動にも直接関わることであることから、こうした施策の実施に当たっては、行政だけでなく、市民や事業者とのゆるぎないパートナーシップにより推進していくことが不可欠である。

1-1 現状分析

1-1-① 温室効果ガスの排出実態等

京都市における温室効果ガスの総排出量は、1996年の849万t-CO₂をピークに減少傾向を示し、2006年では773万t-CO₂(電気の使用に伴う排出係数は全国係数を採用)となっている。



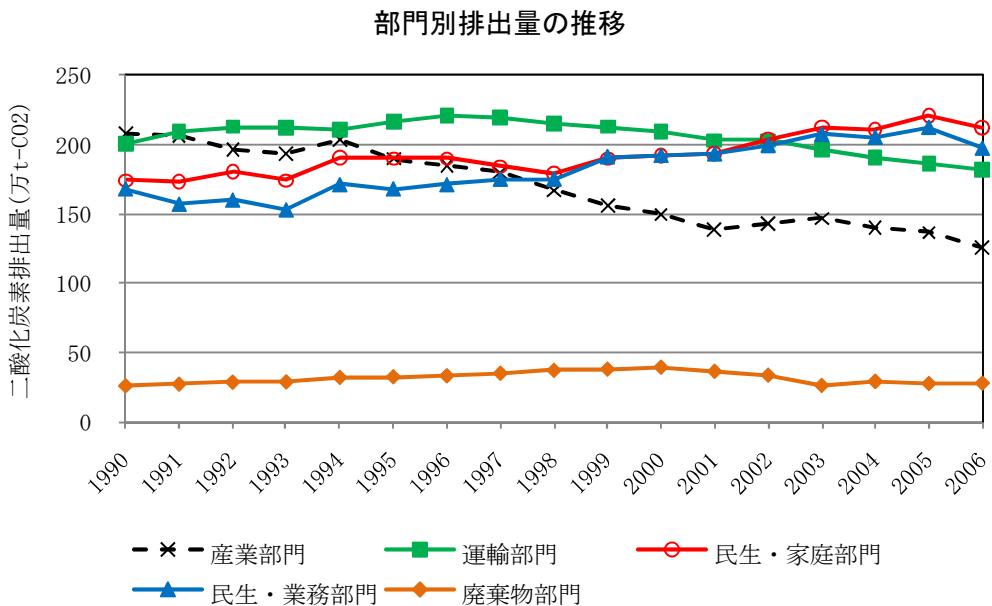
基準年に比べて、全国では6.3%増加しているのに対して、京都市では6.1%(50万t-CO₂)減少している。

また、2006年の二酸化炭素排出量を部門別にみると、民生・家庭部門(28.4%)、民生・業務部門(26.5%)、運輸部門(24.4%)、産業部門(17.0%)の順となっており、各部門の排出量に大きな偏りは見られない。

温室効果ガス排出量の京都市と全国の比較

	京都市 (単位: 万t-CO ₂)			全 国 (単位: 百万t-CO ₂)		
	基準年	2006年	対基準年	基準年	2006年	対基準年
温室効果ガス総排出量	823	773	▲ 6.1%	1,261	1,340	+ 6.3%
二酸化炭素	776	745	▲ 4.0%	1,144	1,274	+11.3%
産業部門	208 (26.8%)	126 (17.0%)	▲39.4%	482 (42.1%)	460 (35.7%)	▲ 4.6%
運輸部門	201 (25.9%)	182 (24.4%)	▲ 9.5%	217 (19.0%)	254 (19.9%)	+16.7%
民生・業務部門	168 (21.6%)	197 (26.5%)	+17.3%	164 (14.3%)	229 (18.3%)	+39.5%
民生・家庭部門	174 (22.4%)	212 (28.4%)	+21.8%	127 (11.1%)	166 (13.0%)	+30.0%
廃棄物部門及び エネルギー転換部門	25.9 (3.3%)	28.0 (3.7%)	+ 3.7%	153 (13.4%)	165 (13.1%)	+ 7.8%
その他の 温室効果ガス	47.3	27.7	▲41.4%	117	66	▲43.3%

次に、部門ごとの基準年からの推移をみると、産業部門では 1990 年以降減少傾向を示し、運輸部門でも 1996 年をピークに減少傾向を示しているが、民生部門(家庭・業務)では増加傾向を示している。



1-1-② 関係する既存の行政計画

京都市では、「京都市基本構想」(平成 11 年 12 月策定)を具体化するため、2010 年までに取り組む主要な政策をまとめた「京都市基本計画」(平成 13 年 1 月策定)において「環境を基軸とした政策の展開」を掲げ、環境関連計画はもとより、都市計画、景観、交通、観光等の分野別計画においても、環境(地球温暖化対策)を視点に入れた施策展開を行ってきている。

また、平成 23 年度までの政策推進と行財政改革・創造の取組を一体として策定した「京都未来まちづくりプラン」(平成 21 年 1 月策定)においても、「地球温暖化対策、低炭素社会の構築に資する施策」を特に重点的に取り組む分野として位置づけ、取組を進めている。

1-2 削減目標等

1-2-① 削減目標

(1) 「京都市地球温暖化対策条例」における削減目標

京都市では、COP3 開催を契機に京都議定書誕生の地として先導的な役割を果たしていくため、全国初の地球温暖化対策条例の制定(平成 16 年 12 月)など、先進的な取組を進めてきた。

この京都市地球温暖化対策条例においては、2010 年までに温室効果ガスを 1990 年レベルから 10% 削減することを当面の目標として掲げている。

(2) 「京都気候変動防止宣言」における削減目標

また、世界の自治体のリーダー間の連携を図るため、「イクレイ－持続可能性を目指す自治

体協議会」の協力を得て、「気候変動に関する世界市長・首長協議会(WMCCC)」を設立し、平成19年2月に開催した「京都会議」において、温室効果ガスの排出削減の中長期目標として、2020年までに1990年レベルから30%削減し、2050年までに80%削減することを掲げた「京都気候変動防止宣言」を世界の自治体に発信した。

(3) 「クールアース50」及び「低炭素社会づくり行動計画」における削減目標

国においては、2050年までに世界の温室効果ガス排出量を半減させることを目標とする「クールアース50」が平成19年6月に明らかにされた。

また、「低炭素社会づくり行動計画」(平成20年7月29日閣議決定)においては、2050年までの長期目標として60~80%の削減を行うこととされている。

(4) 環境モデル都市としての削減目標

以上のような本市及び国の状況を踏まえつつ、環境モデル都市としての削減目標については、削減見込み量をもとに次のとおり中長期の目標値を設定する。

① 中期目標（2030年までに温室効果ガス40%削減）

2010年と2050年の中間年である2030年を目標年次とし、1990年レベルからの削減見込量が47.0%であることから、40%削減を目標数値とする。

② 長期目標（2050年までに温室効果ガス60%削減）

1990年レベルからの削減見込量が65.7%であることから60%削減を目標数値とする。

なお、このような大幅な削減を達成するためには、ライフスタイルの転換や革新的技術開発が必要不可欠であるとされていることを踏まえ、温室効果ガスを「削減する」のではなく、「排出しない」という観点に立ち、「カーボン・ゼロ都市に挑む」ことを市民、事業者、行政の基本姿勢とすることとした。

1-2-② 削減目標の達成についての考え方

中期の削減目標の達成に向けては、150万人近くの市民が生活している大都市であることや二酸化炭素の排出実態に部門間の偏差が少ない京都市の実態を考慮し、京都市の特性、地域力、知的資源を活かした次の3点の基本的な考え方に基づき、「地球温暖化防止に向けて、環境にいいことをしていますか?」という意味で欧米で使われている「DO YOU KYOTO?」を合言葉に、市民、事業者と協働して取り組むこととする。

(1) まちの特性を更に高めていきながら低炭素社会の実現を目指す

京都市は、歴史・文化・伝統に満ちた魅力あふれる大都市であり、年間約5,000万人の観光客が訪れている。こうしたまちの特性を更に高めつつ、低炭素社会の実現を目指すことは、「日本人の心のふるさと」、「歴史都市・京都」の使命である。

こうした観点から、低炭素社会の実現に向けて重要な要因である交通問題について、公共交通機関への転換促進等を図る「歩くまち・京都」の実現に向けて取り組む。

また、市内面積の4分の3を森林が占めるという大都市としては稀な特性を踏まえつつ、

歴史的景観をはじめとした魅力ある都市空間を創出するため、土地利用方針(北部＝保全、中心部＝再生、南部＝創造)に応じた「景観と低炭素が調和したまちづくり」の実現に向けて取り組む。

(2) 低炭素社会の実現に向けて不可欠なライフスタイルの転換を目指す

京都市では、COP3開催を契機として地球温暖化対策を積極的に推進してきたが、民生部門における二酸化炭素の排出量は増加傾向にある。二酸化炭素の排出量を大幅に削減し、低炭素社会を実現するためには、消費生活をはじめとするライフスタイルの変革が必要不可欠である。

京都市では、自治会・町内会等の自治組織、市政と市民生活をつなぐパイプ役としての市政協力委員(8,249人)、更にはごみ減量推進会議等の地元団体が一体となって、環境問題に活動に取り組んでいる。また、全国的にもリーダーシップを発揮している環境NPOが市内で積極的に活動を展開しているとともに、企業においても環境面での社会貢献活動が熱意を持って進められている。さらに、「京(みやこ)のアジェンダ21」を推進する市民、事業者と行政のパートナーシップ組織である「京(みやこ)のアジェンダ21フォーラム」が特色ある取組を進め成果を挙げている。

大都市として特筆すべきこれら地域力を総結集し、これを基盤として「環境にやさしい低炭素型のライフスタイルへの転換」に向けて、市民とともに考え、行動する取組を進めいく。

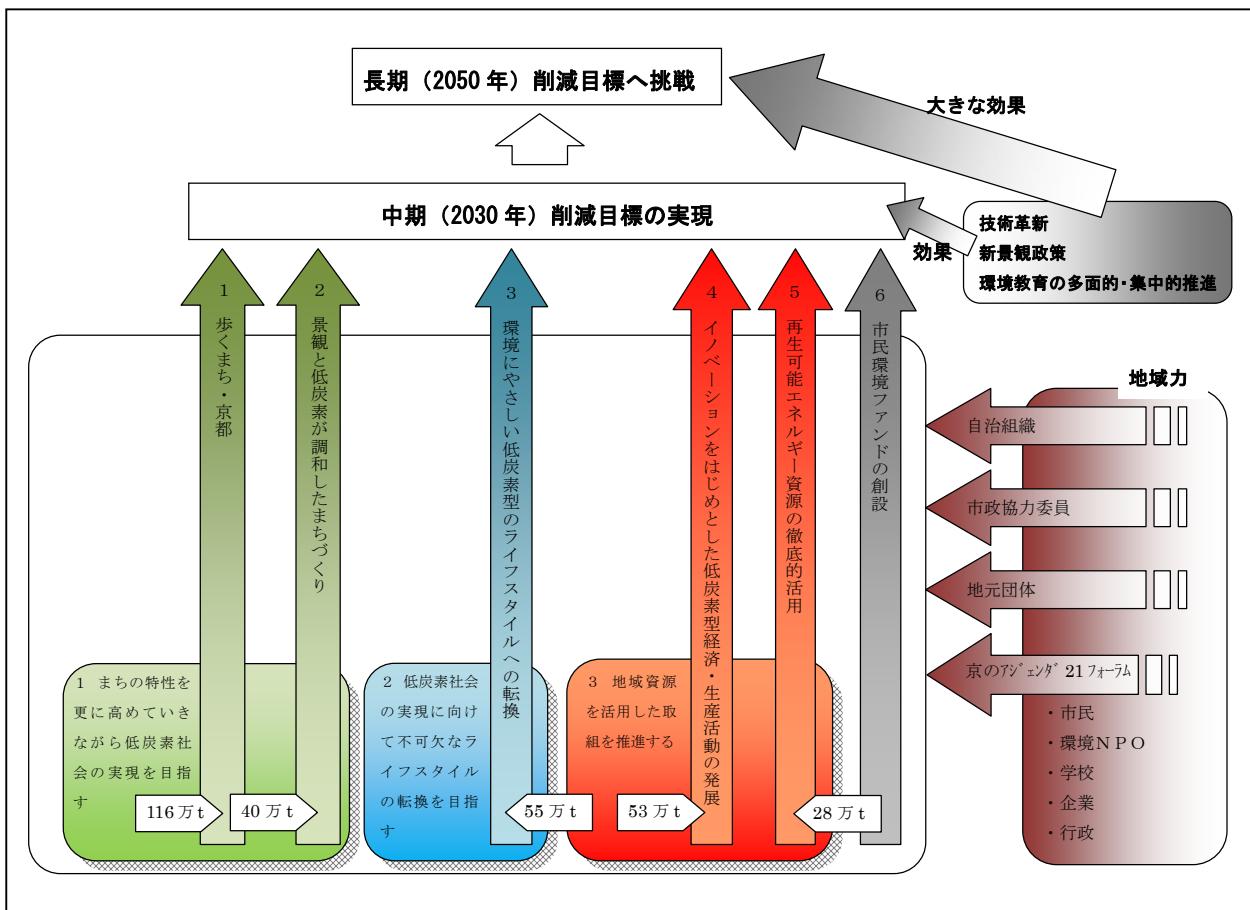
(3) 地域資源を活用した取組を推進する

京都市は、37の大学が集まる「大学のまち」であり、世界に誇る研究成果を生み出してきた。また、伝統産業から先端産業までが存在する全国でも有数の「ものづくり都市」でもあり、先端技術と伝統知との融合等により付加価値の高い製品を生み出してきた。产学公の連携のもとに、これら特色ある知的資源を活用し、「イノベーションをはじめとした低炭素型経済・生産活動の発展」と「再生可能エネルギー資源の徹底的活用」に取り組むこととする。

以上の基本的な考え方に基づき、2030年の中期削減目標達成に向けた取組を下記のとおり推進するとともに、これらの取組を支える「市民環境ファンド」を創設する。

- 歩くまち・京都
- 景観と低炭素が調和したまちづくり
- 環境にやさしい低炭素型のライフスタイルへの転換
- イノベーションをはじめとした低炭素型経済・生産活動の発展
- 再生可能エネルギー資源の徹底的活用
- 京都市民環境ファンドの創設

目標達成に向けたイメージ



また、これら中長期の大胆な削減に向けた取組の第一歩として、行動計画期間において次の3つのシンボルプロジェクトに取り組む。

- (1) 人が主役の道づくり、まちづくりを目指す「歩くまち・京都」戦略
- (2) 「低炭素景観の創造」を目指す「木の文化を大切にするまち・京都」戦略
- (3) “DO YOU KYOTO?” ライフスタイルの変革と技術革新

シンボルプロジェクトの推進に向けて、「『歩くまち・京都』総合交通戦略策定審議会（『歩くまち・京都』市民会議）」、「『木の文化を大切にするまち・京都』市民会議」及び「環境にやさしいライフスタイルを考える市民会議」の3つの市民会議を設置し、市民、事業者と企画の段階から一緒に知恵を出し合い、更に実践につなげていくこととする。

さらに、2030年以降の長期目標の達成に向けては、以上の取組のほかに、学校、地域、企業、環境NPO及び行政が一体となって、将来世代に対する環境教育の多面的かつ集中的推進を行い、環境マインドが生活行動に定着した世代の形成を目指す。

長期的な削減効果の算定に当たっては、この世代が世帯形成をする時点から削減効果が飛躍的

に増大することを想定するとともに、技術革新によるエネルギー効率の上昇、京都市が平成19年度から実施している新景観政策のもとでの建築物の建て替え時期の到来による省エネ効果を見込むこととした。

1-2-③ フォローアップの方法

京都市では、第三者機関として京都市環境審議会の下に常設部会として設置した「京都市地球温暖化対策評価検討委員会」において、毎年度①市内の温室効果ガスの排出状況、②取組の実施状況、③取組による削減効果について、点検評価を行うとともに、市長を本部長とする「京都市地球温暖化対策推進本部」において、施策、事業の実施状況等を取りまとめ、公表している。

また、従来の行政の縦割りを排し、京都のまちづくり全体に関するテーマを市民自らの発想により、大局的な観点から設定したうえで、今後のまちづくりの方向性や具体的な取組方策について、白紙の段階から議論し、提言するとともに、自ら実践、行動する市民組織として、「**京都市未来まちづくり100人委員会**」を平成20年9月27日に立ち上げている。

今後、この京都市未来まちづくり100人委員会や「DO YOU KYOTO?」を合言葉として環境活動に参画する市民、事業者をはじめとして、広く意見やアイデアを日常的に集積し、この環境モデル都市行動計画に掲げた取組も含めて、毎年度、「京都市地球温暖化対策評価検討委員会」において点検評価を行い、その結果を取りまとめて広く公開し、京都市地球温暖化対策条例、京都市地球温暖化対策計画等の改正を行うなど、施策、事業の継続的改善につなげていくという、「知恵の循環システム」の下に、取組の強化、充実を図っていく。

1-3 地域の活力の創出等

京都市では、縦割り行政を打破するため、「環境」と「健康」、「公共交通」、「子育て・教育」、「コミュニティ」、「カルチャー」、「景観」、「観光」、「経済」の各個別行政分野を融合し、政策の相乗効果、波及効果を生み出すことを目指している。さらに、地球温暖化への「危機感」を共有し、「国際」連携につなげていく、いわば、「11K」として推進している。

また、実施に当たっては、市民、行政が知恵を出し合い共に汗する「きょうかん(共汗、共感)」をキーワードとする。

このような観点から温暖化対策と地域の活力の創出が期待される主な取組として以下のようないものがある。

- (1) 公共交通利用による快適な移動や歩いて楽しいまち、木の文化などの取組を進めることにより、環境モデル都市としての本市の魅力を向上させるとともに、国が推進するビジット・ジャパン・キャンペーンとの連携を進めることにより、観光や経済などへの波及効果を生み出すことができる。
- (2) 市内最大の繁華街である四条通での歩道拡幅による快適な歩行空間の確保とマイカーから公共交通への転換を図るための公共交通優先の取組を内容とするトランジットモール化や

駐輪場の整備等の自動車利用抑制策によって、歩いて楽しく買い物ができる環境を整備するとともに、ICカードで電車に乗って加盟店で買い物をすれば運賃相当額が還元される「電車 de エコ レール&ショッピング in 京都 2008」等の鉄道利用促進と商業活性化の複合企画とを組み合わせることによって、相乗効果を生み出すことができる。

- (3) 世界に通用する技術力を持ち、環境に配慮した先導的な取組を進める企業が立地している市南部の開発地域において、交通の利便性を飛躍的に向上させ、地域のシンボルともなるような高水準の公共交通の導入を図ることにより、自動車移動を抑制するとともに、新たな企業の立地を促進することができる。
- (4) 市域面積の4分の3を占める森林は、二酸化炭素の吸収源であるだけでなく、山紫水明と言われる京都の美しい自然環境を支えるために不可欠な要素であり、また京町家に代表される木造家屋への木材供給源という京都を特徴づける「木の文化」の中心である。森林の保全は、林業振興、市内産木材の利用、地産地消型の再生可能エネルギーの活用、市民団体等の参画による森づくりを通じた市民意識の高揚のほか、観光振興、水源涵養力の維持による洪水等の災害防止等の効果を見込むことができる。
- (5) 「京(みやこ)のアジェンダ21フォーラム」と環境NPOが協働で作り上げた「京(みやこ)グリーン電力証書」は、幼稚園等に設置した太陽光発電システム（「おひさま発電所」）の環境付加価値を購入して証書化し、企業やイベント等に販売し、新たな「おひさま発電所」の設置費用の一部に充てるエネルギーの地産地消の持続可能なシステムである。この「京グリーン電力証書」は、京都の新たな夜の風物詩である「花灯路」等の観光イベントや民間の事業活動に伴う二酸化炭素排出量のオフセットとして利用されはじめしており、今後とも地球温暖化対策と他の活動との融合を拡大することができる。
- (6) 本市がCOP3記念館として開設した「京（みやこ）エコロジーセンター」は、市民、事業者、地域団体等が主体となって、環境ボランティアや企業内の環境担当者などの実践力ある人材の育成とともに、小学生をはじめとした次世代を担う人材の養成に取り組んでいる。こうした取組は地域、企業、学校等で環境活動の核となる人材として活躍するとともに、養成された人材のネットワーク化を図ることにより、環境活動推進の裾野を拡大していくことができる。

2 取組内容

2-1 歩くまち・京都

2-1-① 取組方針

京都市は、人口約150万人を擁しながら、職住近接のコンパクトなまちを形成し、市街地のほとんどの地域が徒歩圏、自転車圏であり、徒歩・二輪分担率は50%と政令指定都市で最大となっている。また、年間5,000万人の観光客が訪れる国際観光都市であり、自動車による入洛者が29.0%を占めている。

このような本市の特性を踏まえ、運輸部門における二酸化炭素削減に更に取り組み、世界の同規模の大都市の中で最少となる「自動車分担率」20%以下（平成12年：28%）を目指して、歩行者・公共交通機関を優先のまちづくりを推進し、「歩くまち・京都」の実現に向けて、「『歩くまち・京都』総合交通戦略策定審議会（『歩くまち・京都』市民会議）」を中心に、市民、事業者と協働して下記の取組を進める。

(1) 自動車中心から公共交通への転換

～ 「歩くまち・京都」総合交通戦略の策定・推進 ～

京都ならではの特性を活かし、更に「公共交通に乗って、たくさんの人達がまちに集い、賑わいを生み出す持続可能な都市」であり続けるために、「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進し、環境や観光、コミュニティをはじめとした幅広い視点に立った「歩いて楽しいまち」の実現を目指す。

また、以下の具体的施策の実施と併せて、大胆なマイカー抑制を市民や観光客とともに進めていくためのライフスタイルの転換に向け、「エコ町内会」「エコ学校」「エコ企業」の「地域力」を活用するなどにより「モビリティ・マネジメント（MM）施策」を拡大し継続していくことで、様々な施策の連携による相乗効果を生み出し、施策実施効果が最大限発揮されるように取り組む。

このため、本市で初めての交通マスタープランである「『歩くまち・京都』総合交通戦略」を市民、事業者との協働作業により平成21年夏を目途に策定するとともに、市民がつくる日本初の歩行者優先のまちづくりを目指す「歩行者優先憲章（Pedestrian Charter）」を策定し、自動車利用から徒歩や自転車、公共交通を優先する交通行動への市民意識改革を促していく。

a モビリティ・マネジメント施策をはじめとする総合交通戦略の推進

(a) すべての学校で独自に策定している「環境宣言」において、日常生活での徒歩、自転車・公共交通の利用の実践を位置付けていくとともに、小学校3・4年生の「地域学習」、5年生の「環境学習」に係る副読本の活用をはじめ学校教育活動全体を通じて、その意義を指導していく。また、平成20年6月にG8サミット外相会合に合わせて開催した「京都ジュニア環境サミット」で子どもたち自らが採択した「KYOTO行動アピール」の具体化として徒歩の励行、自転車・公共交通の優先利用を進めていく。

(b) 新成人を対象として、アンケートの配布・回収による自動車利用の実態把握や、公共交通機関利用の動機付け冊子の配布による啓発と意識付けを毎年行う。

(c) 本市への転入者に対し、転入手続時に地域公共交通マップの配布など公共交通機関利用が定着するための啓発・情報提供を行う。

b 歩いて楽しいまちなか戦略

市内最大の繁華街であり、祇園祭の山鉾が巡行する四条通を中心とする都心地区でのトランジットモール化に加えて、隣接する歴史的細街路での自動車流入抑制の実現など、自動車交通の抑制と、一体的な歩行者中心のエリアの確保によるまちの賑わいの創出を目指す「歩いて楽しいまちなか戦略」を推進する。

c パークアンドライドの拡大等

都心部への自動車流入を抑制するため、観光シーズンに実施してきたパークアンドライドの実施箇所、実施期間を拡大するとともに、市内へのマイカーの流入抑制が期待されるロードプライシングについても検討を進める。

d 公共交通機関の利便性向上と新たなネットワーク化

「環境定期券」制度や商店街と公共交通機関が連携する「レール＆ショピング in 京都」などの取組に加え、バスの走行環境改善施策や IC カードの導入の促進による複数の交通事業者間での相互利用など、公共交通機関の利便性向上と新たなネットワーク化を推進する。

e 環境にやさしく利便性の高い交通システムの検討

L R T (Light Rail Transit) や I B T (Intelligent Bus Transit, 高機能バスシステム) など、環境にやさしく利便性の高い交通システムについて実現に向けた検討を進めるとともに、当面は、らくなん進都（高度集積地区）での高規格で利便性の高い公共交通の導入を目指す。

f 観光施策と一体となった公共交通の利用促進

近畿地方及び中部地方等の主要駅における観光客誘致キャンペーン、駅やバス停から観光地までの距離や方向を示す観光案内標識の設置、更に 14 箇所の世界文化遺産をはじめとする市内の観光地を巡る高機能バスの導入など、交通事業者と連携した公共交通の利便性向上策を講じる。

また、京都観光は公共交通機関利用が環境にやさしく、お得でもあると観光客が認識するように、市内の観光地を巡るバス（洛バス）などの観光に便利な公共交通機関の情報提供を行うとともに、旅行会社が旅行プランや案内チラシ等の作成に際して、公共交通機関の利便性を観光客に周知するよう旅行会社に働きかけを行う。

g エコ通勤の拡大に向けた取組

京都市役所の職員の通勤手段を、自動車から徒步や自転車、公共交通機関を利用する「エコ通勤」に転換する。また、京都市地球温暖化対策条例に基づく「特定事業者」（大規模にエネルギーを使用する事業者等（前年度のエネルギー消費量が 1,500kl（原油換算）以上であった事業者等）への拡大に向けた取組を検討する。

(2) 自転車の利用者に対する取組

a 自転車利用環境の整備の推進

自転車走行環境の整備や、自転車等駐車場の整備などの自転車利用環境の整備、放置防止啓発や自転車撤去により、自転車利用マナー・ルールの確立に取り組む。

b 都市型レンタサイクル事業の実施

自動車利用者からの転換に向け、市内に整備を進めた自転車等駐車場などを利活用した、各種関係者が運営する都市型レンタサイクル事業について検討する。

(3) 自動車の利用者に対する取組

a エコカーへの転換に対する支援と電気自動車の普及拡大

「エコカー」（低排出ガス、低燃費車）の利用推進の普及・啓発を行うとともに、中小事業者がエコカーを購入する際に、補助等の支援を行い、より環境性能の高い車両への買換えを促進する。また、本市公用車の全車エコカー化を進める。

さらに、「Cool Earth—エネルギー革新技術計画(平成20年3月、経済産業省)」の一つに掲げられた電気自動車(EV), プラグインハイブリッド車(pHV)等次世代自動車の本格普及については、公用車への率先導入と公用車カーシェアリングシステムの導入を行うとともに、民間における普及に向け、充電設備の整備、府市協調での導入補助や税の軽減を行うなど、自動車メーカー、電力会社、京都府等と連携して、その普及拡大に向けて取り組む。

b エコドライブの推進

従来の運輸事業者への取組に加え、エコドライブ推進月間(11月)に集中的なエコドライブの実践と啓発イベントを開催するなど、広く市民に「エコドライバーズ宣言者」の登録拡大を図る。更に、一般の企業におけるエコドライブの取組として、事業所単位でエコドライブの実践、普及を行う「エコドライブ推進事業所」の登録を行い、同事業所に対し、エコドライブ支援装置の貸与や削減量の登録等での支援を行うなど、エコドライブの推進に向けた取組を展開する。

2-1-② 5年以内に具体化する取組に関する事項

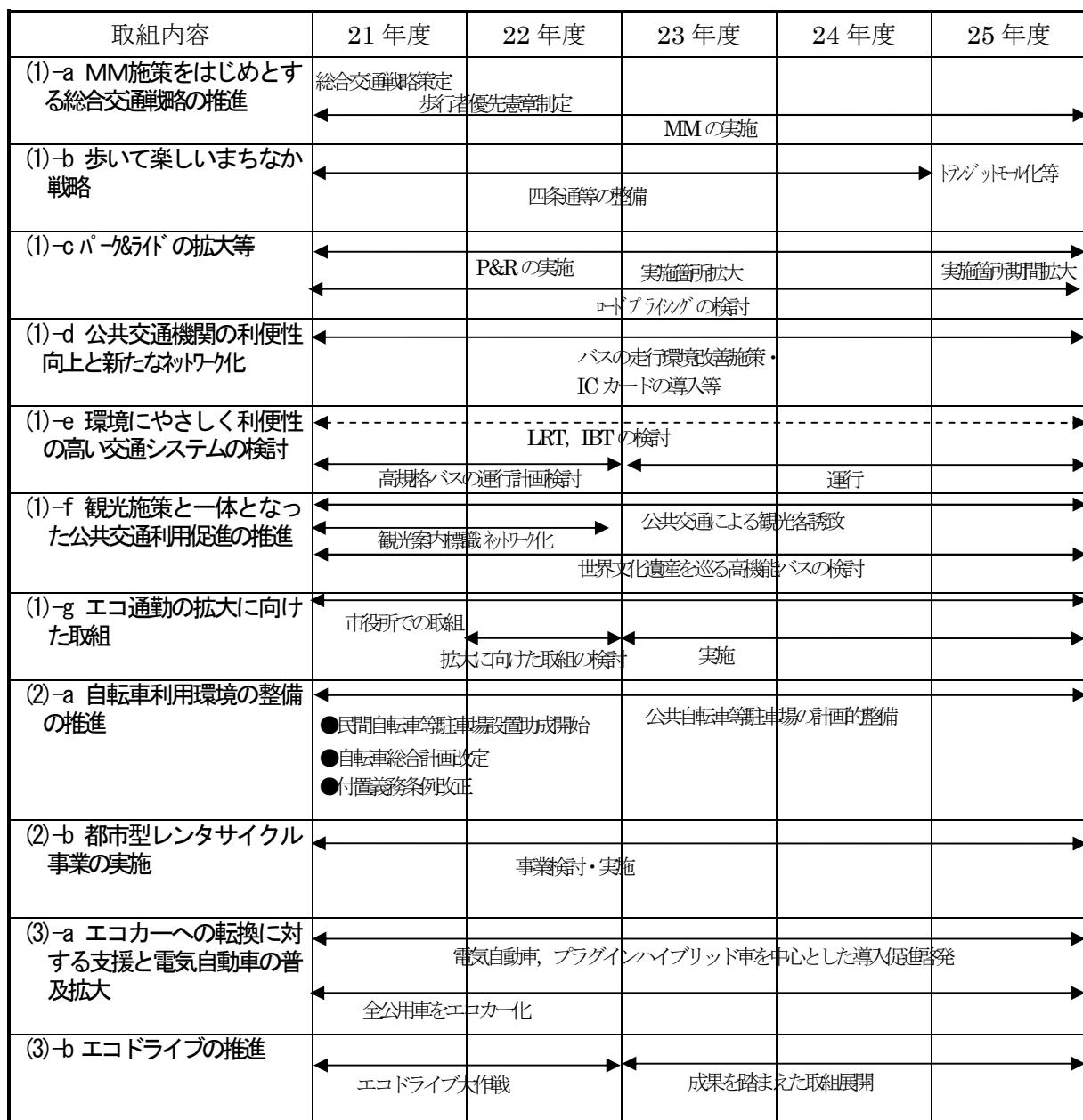
人が主役の道づくり・まちづくりを目指す「歩くまち・京都」戦略をシンボルプロジェクトと位置付け、取組を推進する。

(※印は、シンボルプロジェクトを示す。)

取組の内容	主体 時 期	削減見込み (t-CO ₂)	活用を想定する事業等
(1) 自動車中心から公共交通と自転車への転換 (1)-a MM施策をはじめとする総合交通戦略の推進 ・「歩くまち・京都」総合交通戦略を策定する。 ・市民がつくる日本初の歩行者優先のまちづくりを目指す「歩行者優先憲章(Pedestrian Charter)」を制定する。 ・MM施策を展開する。 (1)-b 歩いて楽しいまちなか戦略 ・四条通の歩道拡幅に係る取組を推進し、トランジットモール化に係る検討を進める。 ・歴史的経路の自動車流入抑制 (1)-c パーク＆ライドの拡大等 ・恒常的なパーク＆ライド施設の設置や実施箇所、実施期間の拡大に積極的に取り組む。 ・ロードプライシングについても検討を進める。 (1)-d 公共交通機関の利便性向上と新たなネットワーク化 ・環境定期券制度を進める。 ・レール＆ショッピング in 京都の実施 ・市バスにICカードを導入する。 (1)-e 環境にやさしく利便性の高い交通システムの検討 ・LRTやIBTの検討 ・らくなん進都（高度集積地区）では高規格バスの運行を目指す。 (1)-f 観光施策と一体となった公共交通利用促進の推進 ・公共交通機関を利用した京都への観光客誘致を推進する。 ・観光案内標識のネットワーク化を推進する。 ・世界文化遺産を巡る高機能バスの導入を検討する。 (1)-g エコ通勤の拡大に向けた取組 ・京都市職員のエコ通勤の実施 ・特定事業者へのエコ通勤の拡大に向けた取組の検討	主体 市、市民、事業者 時期 平成20年度～	5年間 472,400 2030年 704,500 運輸部門 704,500	※
(2) 自転車の利用者に対する取組 (2)-a 自転車利用環境の整備の推進 ・自転車走行環境の整備や、自転車等駐車場の整備などの自転車利用環境の整備 ・放置防止啓発や自転車撤去により、自転車利用マナー・ルールの確立に取り組む。 ・自転車総合計画の改定、付置義務条例の改正	主体 市、市民 時期 継続	5年間 — 2030年 — 運輸部門 —	(1)の効果に含む。
(2)-b 都市型レンタサイクル事業の実施 ・市内に整備を進めた自転車等駐車場などを利活用し、各種関係者による都市型レンタルサイクル事業を検討	主体 市、市民、事業者 時期 平成21年度～	5年間 — 2030年 — 運輸部門 —	(1)の効果に含む。

(3) 自動車の利用者に対する取組 (3)-a エコカーへの転換に対する支援と電気自動車の普及拡大 ・電気自動車、プラグインハイブリッド自動車を中心とした導入啓発を推進する。 ・エコカー導入に対する補助、融資等による普及を図る。 ・全公用車のエコカー化を図る。	主体 市 時期 継続	5年間	23,600	
		2030年	320,900	
		運輸部門	320,900	
(3)-b エコドライブの推進 ・事業所単位でのエコドライブの実践、普及を行う「エコドライブ推進事業所」の登録 ・市民、事業者へのアンケート調査、エコドライブ推進事業所における削減量の把握・公表の実施	主体 市 時期 平成20年度～	5年間	41,600	
		2030年	133,500	
		運輸部門	133,500	

取組スケジュール



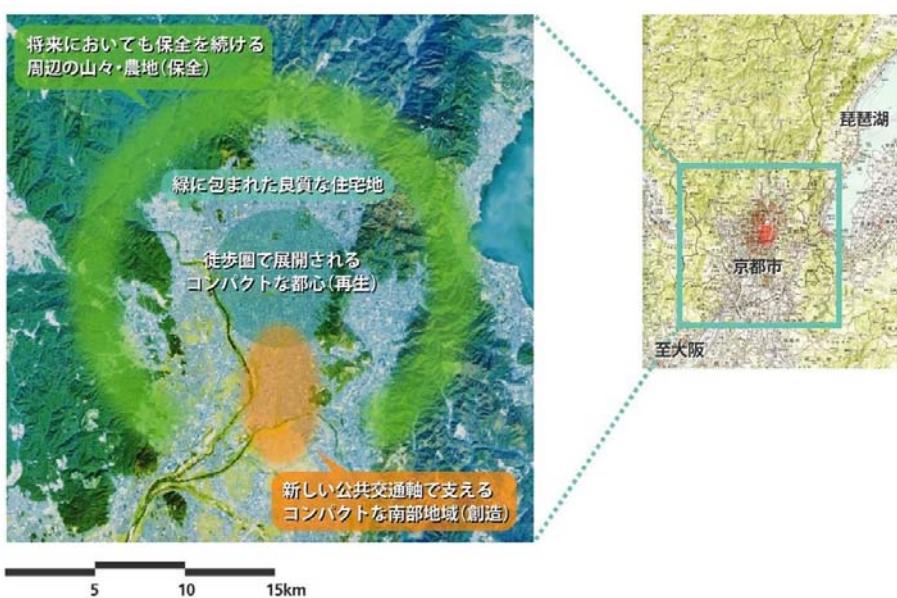
2-2 景観と低炭素が調和したまちづくり

2-2-① 取組方針

京都市は、欧米の都市とは異なり、温暖で多湿な気候に加え、里山とその後背に位置する豊かな森林に囲まれるという立地条件を京都人の知恵により活かし、自然と共生する「木の文化」を育んできた。

この豊かな森林をはじめとする自然との共生により育んできた「木の文化」が実現した景観は、世界的に地球温暖化対策が急務となっている今日、低炭素社会のひとつのあり方を表象する「低炭素景観」である。

京都市は、「木の文化」が実現してきた優れた景観を保全・創生する「新景観政策」を基本に、「木の文化」に由来する、「低炭素景観」の創造を目指し、「木の文化を大切にするまち・京都」戦略を進めるとともに、これまで、京都市においてまちづくりの基本としてきた、地域の個性や自然的・歴史的な条件を十分に考慮した「保全・再生・創造」に応じた低炭素型まちづくりを『木の文化を大切にするまち・京都』市民会議を中心に、市民、事業者との協働により策定・実現する。



(1) 景観との調和を目指した低炭素建築物の普及

a 良好な景観と低炭素を目指した基準（C A S B E E 京都）の策定と認証制度の創設

景観への配慮や低炭素への取組に対する評価を重視した「C A S B E E 京都」を策定し、その基準を核とした「低炭素景観建築物認証制度」を創設するとともに、表示による啓発や優遇措置の検討など普及拡大に向けた取組を検討する。

b 低炭素への転換を支援するアドバイザー制度の創設

既存の建築物（住宅系）の改修に際して、断熱性能の向上や最新機器の導入などにより、低炭素建築物への転換を進めるために「省エネ住まいアドバイザー」の育成・派遣を行う「省エネ住まいアドバイザー制度」を創設する。

c 「低炭素景観ハイブリッド型住宅（平成の京町家）」の開発とモデル実施

「木の文化」に培われてきた技術と最新技術との融合により、良好な景観との調和を目指した低炭素建築物を良好なストックとして普及させるために「低炭素景観ハイブリッド型住宅（平成の京町家）」を「低炭素景観建築物」のモデルとして開発し、民間事業者との連携により建設する。

(2) 市内産木材を活用した率先的推進**a 市内産木材の利用を促進する「京の山杣人（そまびと）工房」、「みやこ杣木（そまぎ）」事業の推進**

市内産木材の利用促進を推進することは、地産地消として、林業振興の観点からだけではなく、二酸化炭素の蓄積や二酸化炭素の吸収源である森林整備に大きく貢献するとともに、輸送に伴い発生する二酸化炭素の削減効果も期待できる。

そこで、「京の山杣人工房」事業により京都市内に11か所設置したモデル工房を窓口とした情報発信や、リフォームに際して一部材料を市内産木材で提供するなどの取組により消費者による市内産木材の利用促進を図るとともに、「みやこ杣木認証制度」による市内産木材の独自表示制度を進め、消費者に加えて工務店などの事業者への利用促進を図る。

b 公共施設の木造化の率先的推進

公共施設での木造化の率先的推進について、利用基準の整備などに取り組み、市内産木材の利用促進を目指すとともに、公共建築物での利用の拡大により、民間建築物における市内産木材の利用促進を誘導する。

c 間伐材のガードレール等への活用

ガードレール、防護柵等の道路付属物に市内産木材の間伐材を活用することにより、良好な都市道路景観の形成を図るとともに、間伐材利用に伴い発生する間伐作業による森林整備の促進を図る。

d 市内の森林整備の促進

上記の各種施策の実施に伴って市内産木材の需要や間伐材の利活用等が拡大されることから、森林の保全・整備を計画的、積極的に進める。

(3) 研究開発型企業の集積を目指す南部開発地域での低炭素型モデル地区の形成

21世紀の京都の新たな活力を担う、創造のまちづくりを目指す南部開発地域（らくなん進都（高度集積地区）や横大路地域等）をモデル地区として、高規格バスの運行を目指すとともに、地域住民、企業等と行政が協働し、太陽光発電など地区内に立地する企業の有する最先端技術等を生かした地域分散型エネルギーシステムの導入や敷地内緑化の促進などの低炭素型まちづくりを推進する。

(4) 市内中心部での緑の創造**a 「平成の坪庭づくり」の推進**

ヒートアイランド現象をはじめとする都市環境の悪化に対処するために、従前の生け垣緑化や建築物の屋上・壁面緑化助成に加え、道路に面する敷地や駐車場などの緑化を新た

に助成する。

b 「道路の森づくり」の推進

道路の中央分離帯等に可能な限り高木を植栽することにより、二酸化炭素の吸収と併せて道路の緑被率を高めていく。

(5) 「新景観政策」による低炭素型まちづくり

平成 19 年 9 月から京都市においては、建物の高さ規制の強化やデザイン基準の見直し、眺望景観等の保全・創出、屋外広告物対策の強化、歴史的な町並みの保全・再生を柱とする「新景観政策」を実施している。建物の建替えサイクルを考慮すると、建物の高さの規制の強化や木造化の推進等により、長期的な効果として大幅な二酸化炭素の排出削減を見込むことができる。

(6) 京町家等の「保全・再生・創造」に向けた取組

平成 20 年度及び 21 年度に市域に残存するすべての町家を対象とする悉皆調査を行い、町家の位置、類型、外観デザイン要素等を網羅した総合的な「京町家等データベース」を作成する。この結果を踏まえて、「町家を活用したい人」、「町家に住みたい人」と「町家を残していきたい所有者」の需要と供給のマッチングを図り、京町家等の保全・再生を進めることで、解体・再建築に係る二酸化炭素排出の抑制及び市内産木材の活用促進を図る。また、「低炭素景観ハイブリッド型住宅（平成の京町家）」のモデル住宅の建設（再掲）により、新たな京町家等の創造に向けた取組を進める。

2-2-② 5 年以内に具体化する取組に関する事項

「低炭素景観の創造」を目指す「木の文化を大切にするまち・京都」戦略をシンボルプロジェクトに位置付け、取組を推進する。

（※印は、シンボルプロジェクトを示す。）

取組の内容	主体 時期	削減見込み (t-CO ₂)		活用を想定する事業等
(1) 景観との調和を目指した低炭素建築物の普及 (1)-a 良好的な景観と低炭素を目指した基準(CASBEE 京都) の策定と認證制度の創設 ・景観（新景観基準に適合）と省エネ、長寿命化に関する建築物の京都基準を策定する。 ・普及促進に向けた取組を検討する。	主体 市 時期 平成21年度～	5 年間	40,500	※
		2030 年	270,200	
		家庭部門	96,400	
		業務部門	173,800	
(1)-b 低炭素への転換を支援するアドバイザーリスト制度の創設 ・既存ストックに対する省エネ改修等の相談制度を創設する。	主体 市、市民、事業者 時期 平成21年度～	5 年間	300	
		2030 年	2,100	
		家庭部門	2,100	

(1)-c 「低炭素景観・ハイブリット型住宅(平成の京町家)」の開発とモデル実施 ・京町家の知恵と最先端の技術の融合により低炭素化を実現し、かつ京都の景観にマッチした「平成の京町家」を開発し、事業者との連携によりモデル住宅を建設する。	主体 市 時期 平成21年度～	5年間	3,300	※省エネ化についての効果は(1)-aに計上
		2030年	3,300	
		家庭部門	3,300	
(2) 市内産木材を活用した率先的推進 (2)-a 市内産木材の利用を促進する「京の山林人工房」、「みやこ木材」事業の推進 ・「京の山林人工房」事業により消費者への市内産木材の利用促進を図る。 ・「みやこ木材認証制度」により工務店等への市内産木材の利用促進を図る。	主体 市、事業者 時期 継続	5年間	—	森林吸収量に含まれる。
		2030年	—	
		—	—	
(2)-b 公共施設の木造化の率先的推進 ・公共施設の木造化や市内産木材の積極的利用を進める。	主体 市 時期 平成20年度～	5年間	1,340	※省エネ化についての効果は(1)-aに計上
		2030年	1,340	
		業務部門	1,340	
(2)-c 間伐材のガードレール等への活用 ・ガードレール等に市内産木材の間伐材を活用する。	主体 市、市民、事業者 時期 継続	5年間	10.5	※
		2030年	10.5	
		産業部門	10.5	
(2)-d 市内の森林整備の促進 ・計画的な森林整備(特定間伐を含む)を促進する。 ・企業、ボランティアによる森林整備を促進する。	主体 市 時期 平成20年度～	5年間	106,800	
		2030年	120,200	
		森林吸収	120,200	
(3) 研究開発型企業の集積を目指す南高開発地域での低炭素型モデル地区の形成 ・らくなん進都(高度集積地区)、横大路地域における低炭素型まちづくりを推進する。	主体 市、市民、事業者 時期 平成20年度～	5年間	—	※他の施策効果の内数削減効果を見込まない
		2030年	—	
		—	—	
(4) 市内中心部での緑の創造 (4)-a 「平成の坪庭づくり」の推進 ・従来の生け垣、屋上、壁面緑化に加えて駐車場の緑化等を助成する。	主体 市、市民、事業者 時期 継続	5年間	2.3	※
		2030年	9	
		業務部門	9	
(4)-b 「道路の森づくり」の推進 ・道路の中央分離帯等に可能な限り高木を植栽し、道路の緑被率を向上させる。	主体 市 時期 平成21年度～	5年間	—	※
		2030年	—	
		—	—	
(5) 「新景観政策」による低炭素型まちづくり ・建物の高さ規制等により、長期的な効果として大幅な二酸化炭素の排出削減を見込む。	主体 市、市民、事業者 時期 継続	5年間	—	削減効果は2050年に計上
		2030年	—	
		—	—	

(6) 京町家等の「保全・再生・創造」に向けた取組 ・市域に残存する町家の悉皆調査と「町家データベース」の作成と利活用 ・「平成の京町家」を開発し、事業者との連携によりモデル住宅を建設する。(再掲)	主体 市、市民、事業者 時期 平成20年度～	5年間	—	
		2030年	—	

取組スケジュール

取組内容	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
(1)-a 良好な景観と低炭素を目指した基準(CASBEE 京都)の策定と認証制度の創設	●基準策定 市民会議での検討	制度創立		普及拡大に向けた取組の検討	
(1)-b 低炭素への転換を支援するアドバイザー制度の創設	●制度創立		相談業務		
(1)-c 「低炭素景観ハイブリッド住宅(平成の京町家)」の開発とモデル実施	市民会議での検討		プロトタイプの開発、建築、評価		
(2)-a 市内産木材の利用を促進する「京の山川人工房」、「みやこ杣木」事業の推進		リフォーム等における市内産材利用助成			
(2)-b 公共施設の木造化の率的推進	木材利用基準の検討		木造公共施設を前提とした・建設		
(2)-c 間伐材のガードレール等への活用		間伐材搬出規制の実行整備		試行を踏まえ間伐材搬出更新	
(2)-d 市内の森林整備の促進		植林・保育(特定間伐を含む)等			
(3) 研究開発型企業の集積を目指す南部開発地域での低炭素型モデル地区の形成	らくなん都(高度集積地図) 高規格マップの運用計画の検討	まちづくり推進プログラムに基づく取組の推進	運行		
(4)-a 「平成の坪庭づくり」の推進	助成制度の継続				
(4)-b 「道路の森づくり」の推進	植樹				
(5) 「新景観政策」による低炭素型まちづくり		「新景観政策」の推進			
(6) 京町家等の「保全・再生・創造」に向けた取組	京町家の悉皆調査		データベースの作成 マッチングの仕組みづくりの検討		

2-3 環境にやさしい低炭素型のライフスタイルへの転換

2-3-① 取組方針

低炭素社会を実現するためには、大量消費や便利さ・快適さを追求し続ける現在のライフスタイルからの脱却が不可欠であるが、これは市民の日常生活に直結していることから、市民、事業者と共に考える必要がある。

このため「環境にやさしいライフスタイルを考える市民会議」を発足させ、地産地消の食文化や季節感を大切にする生活、夜型から昼型への生活時間の転換、「打ち水」「しまつの心」「門掃き」などの伝統的な知恵を活かした新しい「京都流ライフスタイル」への変革を図るために、議論を積み重ね、実践へとつなげていく。

また、ライフスタイルの転換を進めていくうえで、次のような京都の特色ある地域力を活用し、取組を加速していく。

- ① 町内会等の自治組織とともに、全国でも例の少ない市政協力委員が、個々の町内はもとより、小学校区単位、更には行政区単位で積極的にコミュニティ活動を展開しており、その一環として、「まちの美化活動」(約1,800団体、17万人が参加)や使用済みてんぶら油の回収(回収拠点は個人宅を含む約1,200箇所)などの環境活動も活発に進められている。
- ② 全国的にもリーダーシップを發揮している環境NPOが市内で積極的に活動を展開しているとともに、企業においても環境面での社会貢献活動が熱心に進められている。
- ③ 市民、事業者と行政のパートナーシップ組織である「京(みやこ)のアジェンダ21フォーラム」の取組から生まれた「省エネラベル」は、京都発の取組として全国的な広がりを見せ、省エネ法に基づく統一省エネラベルの制定へと展開していった。また、「京都市ごみ減量推進会議」では、市内のごみを減らし、環境を大切にしたまちと暮らしの実現を目指し、自発性と市民・事業者・行政のパートナーシップのもと、活発な活動を展開している。
- ④ 「京(みやこ)エコロジーセンター(京都市環境保全活動センター)」では、館内での普及啓発活動のほか、地域での環境リーダーとなる人材の養成や環境NPO等による地域活動への支援など、地域における環境保全活動の基盤としての役割を担っている。

更に、中長期での大きな削減効果を生み出すことを目的に、幼稚園・保育園から小中学校等において将来世代に対する環境教育を多面的かつ集中的に進める。

(1) 低炭素型ライフスタイルへの転換

a 京エコロジーセンターにおける地域活動リーダーの養成

京エコロジーセンターにおいて、環境リーダーとして地域で活動する環境ボランティア「エコサポーター」を養成(現在89名、毎年約20名増加)する。

b 地域住民とのパートナーシップで進める「エコ町内会」「エコ学校」「エコ企業」づくり

エコサポーターが市内各区役所と連携して、各家庭における「省エネナビ」を使ったエコライフ体験、省エネルギー型家電製品の紹介も含めた省エネ相談の実施、また地域の学習会やイベントを企画実施し、町内会等の地域が一体となった低炭素型ライフスタイルへ

の転換を図る「エコ町内会づくり事業」を進める。

こうした取組に加えて、市民、事業者と共に地域社会で重要な役割を果たす学校や企業などの省エネ（エコ化）の取組を併せて促進する。

c 省エネ相談所の拡大

京のアジェンダ21フォーラムとの協働により各区役所で行っている「省エネ相談所」を「エコ町内会」単位の地域に拡大するとともに、省エネラベルを活用した省エネ機器の普及など、市民が容易に省エネに関する相談や情報の入手ができるように取組を拡充する。

d 環境家計簿の普及拡大

これまでの冊子版環境家計簿と併せて平成20年度に整備するインターネット版環境家計簿を活用し、平成23年度までに全市5万世帯での実践を目指し、町内会等の自治組織、市政協力委員及び各種地元団体を通じて、また市内全市立小学校で行う「こどもエコライフチャレンジ」事業により、各家庭における「環境家計簿」の取組を拡大していく。

「環境家計簿」の取組を通じて、家電製品の省エネ性能の違いについて啓発し、家電製品の買換え時に省エネ性能の高い製品購入を誘導する。

e エコポイント制度の導入・カーボンオフセットの仕組みの構築

家庭における省エネ取組分を「見える化」するポイントに換算し、買い物等に使えるようとするエコポイント制度についてのモデル事業を府市協調により実施し、広く関西共通での取組に向けた検討を行う。

また、企業やNPOが取り組む地球温暖化防止活動に市民が参加できるよう、イベントや製品・サービスの提供等による排出分を企業やNPOなどの削減努力で埋め合わせるカーボンオフセットの仕組みの構築を検討する。

f 市民と事業者とのパートナーシップで進める「2R型エコタウン構築事業」の展開

「京都市ごみ減量推進会議・地域ごみ減量推進会議」において、温室効果ガス排出削減にもつながるReduce（ごみの発生抑制）とReuse（再使用）の2Rに重点をおいたまちづくりに取り組む「2R型エコタウン構築事業」を市民、事業者とともに展開する。

この事業では、①ホームページによる情報発信、②エコ商店街の推進、③レジ袋削減・マイバッグ持参・簡易包装等の推進、④リユースびん事業の取組を進める。

g 「DO YOU KYOTO?デー」を契機にした環境行動の促進

「DO YOU KYOTO?」（環境にいいことしていますか）を合言葉に、ライトダウンや、マイカーの利用抑制など市民ぐるみで取り組む「DO YOU KYOTO?デー」（毎月16日）の取組を契機に、広く市民全体に環境行動の浸透を図る。

h 「大学のまち・学生のまち」ならではの学生イベントにおける環境行動の推進

人口の約1割にあたる約14万人の学生が在籍する「大学のまち・学生のまち」の特質を活かし、「京都学生祭典」をはじめとする大学や学生主催のイベントなどでのリユース食器の利用など、環境行動の促進や啓発活動などの推進に取り組む。

i 地元メディアとの連携

市民に身近な地元メディアが共同実施する地球温暖化対策キャンペーンとの連携を強め、

市民の環境行動を促進する。

(2) 中長期を展望した将来世代に対する環境教育の多面的・集中的推進

a 学校における環境教育の推進

環境副読本を活用した環境教育を進めるとともに、教員、児童、生徒、PTAが一緒になって環境保全活動に取り組む「学校版KES」の取得拡大、校舎の壁面緑化事業(「緑のカーテン」)、学校施設への太陽光発電の設置など、児童、生徒が環境問題にかかわる機会を増大させる。

b 幼稚園、保育園、児童館での取組

「DO YOU KYOTO?デー」(毎月 16 日)の取組として、京都市立幼稚園では、本年 9 月から「ノーテレビ・ノーゲームデー」とし、幼稚園と家庭が一体となって、節電などの地球温暖化防止対策に広く取り組むきっかけとしている。また、保育園や児童館においても、今後エコ活動に取り組む予定であり、これらの取組の拡大に向けて、関係者と協議していく。

c 事業者、環境NPO等との連携による「こどもエコライフチャレンジ推進事業」の拡充

事業者や環境NPO等と連携して、子ども版環境家計簿を実践する「こどもエコライフチャレンジ推進事業」を全市立小学校で取り組む。

d 京エコロジーセンターや青少年科学センターを活用した環境教育の推進

環境副読本(小学生用・中学生用)を作成し、全校に配布するとともに、京エコロジーセンターや青少年科学センターを環境問題に関する全小学生の体験学習の場として活用する。

2-3-② 5年以内に具体化する取組に関する事項

「“DO YOU KYOTO?”ライフスタイルの変革と技術革新」をシンボルプロジェクトに位置付け、「DO YOU KYOTO?」を合言葉として、すべての市民・事業者とともに取組を進めていく。
(※印は、シンボルプロジェクトを示す。)

取組の内容	主体 時期	削減見込み (t-CO ₂)		活用を想定する事業等
(1) 低炭素型ライフスタイルへの転換 (1)-a 京エコロジーセンターにおける地域活動リーダーの養成 ・エコサポーターの養成	主体 市、市民、事業者 時期 2030 年 継続	5 年間	—	※
		2030 年	—	
		—	—	
(1)-b 地域住民とのパートナーシップで進める「エコ町内会」「エコ学校」「エコ企業」づくり ・エコサポーター等による「エコ町内会」づくり ・「エコ学校」「エコ企業」づくりの促進	主体 市、市民 時期 平成20年度～	5 年間	—	※
		2030 年	—	
		家庭部門	—	
(1)-c 省エネ相談所の拡大 ・「省エネ相談所」を行政区から「エコ町内会」地域レベルに拡大 ・省エネラベルの普及	主体 市、市民 時期 継続	5 年間	—	※
		2030 年	—	
		家庭部門	—	

(1)-d 環境家計簿の普及拡大 ・環境家計簿の拡大 ・環境家計簿を通じた省エネ家電への買換え	主体 市、市民 時期 継続	5年間	158,100	※ 環境指標だけで なく家庭における 省エネ行動 機器 の省エネ化の効果 を計上
		2030年	550,300	
		家庭部門	550,300	
(1)-e エコポイント制度の導入・カーボンオフセットの仕組みの構築 ・エコポイント制度についてのモデル事業を府市協調により実施し、広く関西共通での取組に向けた検討を行う。	主体 市、市民 時期 平成20年度～	5年間	—	※
		2030年	—	
		家庭部門	—	
(1)-f 市民と事業者とのパートナーシップで進める「2R型エコタウン構築事業」の展開 ・「2R型エコタウン構築事業」を展開する。	主体 市、市民 事業者 時期 継続	5年間	—	※
		2030年	—	
		家庭部門	—	
(1)-g 「DO YOU KYOTO?デー」を契機にした環境行動の促進 ・「DO YOU KYOTO?デー」(毎月16日)の取組を契機に広く市民全員が環境行動の浸透を図る。	主体 市、市民 事業者 時期 平成20年度～	5年間	—	※
		2030年	—	
		—	—	
(1)-h 「大学のまち・学生のまち」ならではの学生イベントにおける環境行動の推進 ・京都学生祭典をはじめとするイベントなどでの環境行動の促進や啓発活動などの推進に取り組む。	主体 市、市民 事業者 時期 平成20年度～	5年間	—	※
		2030年	—	
		—	—	
(1)-i 地元メディアとの連携 ・地元メディアとの連携による市民の環境行動の促進	主体 市、市民 事業者 時期 平成20年度～	5年間	—	※
		2030年	—	
		—	—	
(2) 中長期を展望した将来世代に対する環境教育の多面的・集中的推進 (2)-a 学校における環境教育の推進 ・学校版KESの取得を拡大する。	主体 市、市民 事業者 時期 継続	5年間	—	※
		2030年	—	
		—	—	
(2)-b 幼稚園 保育園 児童館での取組 ・幼稚園児等が取り組める「DO YOU KYOTO ?デー」の取組を推進する。	主体 市、市民 時期 平成20年度～	5年間	—	※
		2030年	—	
		—	—	
(2)-c 事業者、環境NPO等との連携による「こどもエコライフチャレンジ推進事業」の拡充 ・全小学校へ拡大する。	主体 市、市民 事業者 時期 継続	5年間	—	※
		2030年	—	
		—	—	
(2)-d 京エコロジーセンターや青少年科学センターを活用した環境教育の推進 ・環境観察本の作成、館内学習を進める。	主体 市、市民 事業者 時期 継続	5年間	—	※
		2030年	—	
		—	—	

取組スケジュール

取組内容	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
(1)-a 京エコロジーセンターにおける地域活動リーダーの養成			京エコロジーセンターにおける人材養成等		
(1)-b 地域住民とのパートナーシップで進める「エコ町内会」「エコ学校」「エコ企業」づくり		エコサポーター等による「エコ町内会」づくり 「エコ学校」「エコ企業」づくりの促進			
(1)-c 省エネ推奨の拡大		省エネ推奨の拡大 省エネラベルの普及			
(1)-d 環境家計簿の普及拡大		環境家計簿の拡大			
(1)-e エコポイント制度の導入・カーポンオフセットの仕組みの構築	エコポイント事業		取組の拡大(関西共通の取組)		
(1)-f 市民と事業者業とのパートナーシップで進める「2R型エコタウン構築事業」の展開		2R型エコタウン構築事業の展開			
(1)-g 「DO YOU KYOTO?デー」を契機とした環境行動の促進		「DO YOU KYOTO?デー」を契機とした環境行動の促進			
(1)-h 「大学のまち・学生のまち」ならではの学生イベントにおける環境行動の推進		学生イベントの展開			
(1)-i 地元メディアとの連携	地元メディアとの連携による市民の環境行動の促進				
(2)-a 学校における環境教育の推進		学校版KESの取扱拡大・継続等			
(2)-b 幼稚園・保育園・児童館での取組		「ノーテレビ・ノーゲームデー」取組の展開			
(2)-c 事業者、環境NPO等との連携による「こどもエコライフチャレンジ推進事業」の拡充		こどもエコライフ推進事業等 ●全対象拡大			
(2)-d 京エコロジーセンターや青少年科学センターを活用した環境教育の推進		センターにおける教育活動等			

2-4 イノベーションをはじめとした低炭素型経済・生産活動の発展

2-4-① 取組方針

京都市は、高度な研究開発を進める大学等が集積しているとともに、伝統産業から先端技術産業までが存在しており、これらの豊富で高度な知的資源の活用により、高品質・長寿命で付加価値の高い製品を生み出している「ものづくり都市」でもある。

产学公連携のもとに大学や産業界の有する豊富で高度な知的資源を活用して最先端の環境技術の研究開発を推進するとともに、事業者とのパートナーシップに基づき、環境と調和した産業・商業施策を推進する。

(1) 環境をテーマとした产学公連携による先端産業、伝統産業の振興

a 「京都環境ナノクラスター」の構築

「京都環境ナノクラスター」は、文部科学省が推進する知的クラスター創成事業（第Ⅱ期）の採択事業で、ナノテクノロジーを基盤核技術に、产学公連携の下、環境分野（資源・エネルギー）に資する最先端の高機能部材開発を通じて、産業の高度化及び国際競争力の向上を図るものである。本クラスターの構築を通じて、地球環境問題への解決手段の提供を推進する。

b 長持ちで環境にやさしい伝統産業製品の普及促進

京都の特色を活かした環境への取組として、「いいものを大切に長く使う」、「お直しなどをしながら使い捨てない」、「伝統的な自然素材の材料で作られるものが多い」などの特長をもつ伝統産業の普及を進める。

c 電気自動車の普及促進と「Kyoto-Car」の研究開発

「Cool Earth—エネルギー革新技術計画(平成20年3月、経済産業省)」の一つに掲げられた電気自動車(EV), プラグインハイブリッド車(pHV)の本格普及に向け、自動車メーカー、電力会社、京都府等と連携して、その普及拡大に向けて取り組む。(再掲)

また、企業ベースでは解決できない内容を、国内外の諸機関、大学、企業群と連携して京都を中心に「地球・人に優しい電気自動車(Kyoto-Car)」の開発を目指す。

(2) 地球環境に貢献する産業・商業施策の推進

a 「特定事業者制度」に基づく大規模事業所からの排出削減

京都市地球温暖化対策条例に基づき、大規模にエネルギーを使用する事業者等（前年度のエネルギー消費量が1,500kl(原油換算)以上であった事業者等）を「特定事業者」と規定し、3年間の温室効果ガスの削減計画書の提出及び毎年の排出量の報告を義務付けている。

計画書制度を通じた報告を行うことで、事業者の積極的な取組が期待できる。また、現在取り組んでいる事業所訪問や省エネ診断等を通じて、排出削減に向けた助言、指導に引き続き取り組む。

b 中小企業にも取り組みやすい環境マネジメントシステム「KES」の普及拡大等中小企業に対する支援

大規模エネルギー使用事業者を対象とする「特定事業者」制度に対し、京都市内に多くある中小企業については、中小企業にも取り組みやすい環境マネジメントシステム「KES」の普及拡大により排出削減に取り組むこととし、「省エネ総合サポート事業」等を通じて省エネ設備の導入支援等を推進する。

c 商業者とのパートナーシップに基づく施策の推進

商店街等による、公共交通機関とタイアップした取組を支援する。これは、交通系 IC カードで鉄道を利用し、提携クレジットカードを利用して買い物をした場合に、当日鉄道運賃相当分の一部又は全部に相当する金額を利用者に還元する取組で、マイカー利用から公共交通機関への転換を促す。

d 企業の環境貢献活動との連携

京都商工会議所が行っている「小学生への環境学習事業」（会員企業と連携して平成 14 年度から実施。平成 20 年度は 21 社 56 校で実施。）や「事業者向け環境家計簿」など地域経済団体が実施する取組との連携を進める。

また、京都の小学校区を基本としたそれぞれの地域で、地域の事業者、学校、住民などの各主体が協力して環境問題に取り組む「京都環境コミュニティ活動（KESC）」の取組等を推進する。KESC は、1 社では企業の社会的責任を果たすための活動（以下「CSR 活動」という。）に取り組むことが難しい中小企業において、複数の事業者が協力し合うことで CSR 活動をすることが可能になる仕組みを提供するものであり、企業の CSR 活動の普及につながり、また CSR 活動が展開される学校や地域においても環境貢献に向けた意識向上を図る。

(3) 環境に配慮した農林業の振興**a 市内の森林整備の促進**

市内産木材の需要や間伐材利活用の拡大とともに、森林の保全・整備を計画的、積極的に進める。（再掲）

b 旬の京都産農作物等の利用促進に向けた支援

輸送に伴う二酸化炭素の排出が抑制されるなど、低炭素社会の暮らし方を支える市内産農作物及び旬の農作物の普及促進、市内産木材の活用拡大など、地産地消の取組を推進する。

(4) 京都市の率先的取組**a 率先実行計画の推進**

京都市の事務事業については、「京都市役所 CO₂ 削減アクションプラン」に基づき率先して排出削減に取り組む。

b 公共施設での省エネ化の推進

既存の公共施設における二酸化炭素削減について、「アセットマネジメント（既存施設の

最適維持管理及び長寿命化（建替抑制）」、「大規模施設の設備改修」及び「ESCO 事業」等により、可能な限りの省エネルギー改修に取り組む。

2-4-② 5年以内に具体化する取組に関する事項

「“DO YOU KYOTO?”ライフスタイルの変革と技術革新」をシンボルプロジェクトに位置付け、取組を推進する。

（※印は、シンボルプロジェクトを示す。）

取組の内容	主体 時期	削減見込み (t-CO ₂)		活用を想定する事業等
(1) 環境をテーマとした産学公連携による先端産業 伝統産業の振興 (1)-a 「京都環境ナノクラスター」の構築 ・「京都環境ナノクラスター」での環境分野に資する最先端の高機能技術開発	主体 市、大学等、事業者 時期 2030年 継続	5年間	—	※ 具体的な削減効果は見込まない
		2030年	—	
(1)-b 長持ちで環境にやさしい伝統産業製品の普及促進 ・伝統産業製品の普及	主体 市、大学等、事業者 時期 2030年 継続	5年間	—	※ 具体的な削減効果は見込まない
		2030年	—	
(1)-c 電気自動車の普及促進と「Kyoto-Car」の研究開発 ・電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の普及拡大 ・産学公連携による「Kyoto-Car」の開発	主体 市、大学等、事業者 時期 2030年 継続	5年間	—	具体的な削減効果は見込まない
		2030年	—	
(2) 地球環境に貢献する産業・商業施策の推進 (2)-a 「特定事業者制度」に基づく大規模事業所からの排出削減 ・特定事業者制度に基づく削減計画書の提出及び排出量報告 ・特定事業者への事業所訪問、省エネ診断	主体 市、事業者 時期 2030年 継続	5年間	109,000	
		2030年	436,000	
		産業部門	218,000	
		業務部門	218,000	
(2)-b KES の普及拡大等中小事業者に対する支援 ・KES 認証取得の拡大に向けた説明会の開催、グリーン調達への要件付与等の支援 ・省エネ総合サポート事業	主体 市、事業者 時期 2030年 継続	5年間	11,600	
		2030年	79,500	
		産業部門	39,750	
		業務部門	39,750	
(2)-c 商業者とのパートナーシップに基づく施策の推進 ・レール＆ショッピング in 京都の実施	主体 市、市民、事業者 時期 2030年 継続	5年間	—	1-(1)-a の効果に含む
		2030年	—	
(2)-d 企業の環境貢献活動との連携 ・経済団体の取組との連携 ・KESC の取組の推進	主体 市、市民、事業者 時期 2030年 継続	5年間	—	具体的な削減効果は見込まない
		2030年	—	
(3) 環境に配慮した農林業の振興 (3)-a 市内の森林整備の促進 (2-2)-(2)-d 再掲)	主体 市 時期 継続	5年間	106,800	(再掲)
		2030年	120,000	
		森林吸収	120,000	

(3)-b 旬の京都産農作物等の利用促進に向けた支援 ・販売促進活動の推進	主体 市、市民、事業者 時期 2030年 継続	5年間	—	輸送に伴う削減が期待できる
		—	—	
		—	—	
(4) 京都市の率先的取組 (4)-a 率先実行計画の推進 ・京都市役所CO2削減アクションプランの推進	主体 市 時期 2030年 継続	5年間	—	(2)-a に計上
		—	—	
		—	—	
(4)-b 公共施設での省エネ化の推進 ・ESCO、アセットマネジメントによる公共施設の省エネ改修の促進	主体 市、市民、事業者 時期 2030年 継続	5年間	5,500	
		—	9,600	
		業務部門	9,600	

取組スケジュール



2-5 再生可能エネルギー資源の徹底的活用

2-5-① 取組方針

廃棄物を徹底的に活用したエネルギー創出事業を推進するとともに、太陽光・太陽熱の利用拡大を目指す。

(1) 廃棄物を徹底的に活用したエネルギー創出事業

a 産学公連携による生ごみ・間伐材等のエネルギーへの活用の研究開発と普及

地域特有のバイオマスを活用した物質・エネルギー回収技術の高度化・高効率化とその安定した統合システムの構築を目指す。具体的には、本市のバイオディーゼル燃料化事業を核として、製造に必要なメタノールを廃木材や間伐材等の木質バイオマスから合成する技術、家庭の生ごみや紙に加えて燃料化施設からの廃グリセリン等からバイオガスを高効率で発生させる技術、バイオガスの高度利用技術などの開発を目指す。環境省の「地球温暖化対策技術開発」委託事業(平成19~21年度)として、京都市、京都大学、(財)京都高度技術研究所、関連企業等の産学公連携で取り組む。

b 生ごみの分別収集による新たなエネルギー生成モデルの構築

バイオガスの原料となる家庭の生ごみ等の分別収集について、全市拡大(約66万世帯)に向け、平成20~21年度に、生ごみ等の分別収集による新たなエネルギー生成モデル実験を約2,200世帯、コミュニティ型堆肥化モデル実験を約200世帯において行い、生ごみの効率的な分別収集や効果的な処理方法を検討する。その成果を踏まえ、生ごみ分別リサイクルの最適モデルとなる「京都モデル」を構築していく。

c 使用済みてんぷら油のバイオディーゼル燃料化の推進

平成9年8月から取り組んでいる、市内の家庭から排出される廃食用油(使用済みてんぷら油)を用いたバイオディーゼル燃料化事業について、回収拠点を増やすことなどによって更なる回収を進める。この事業により得られた回収・精製等の成果を用いて、海外での技術協力をを行い、CDM(クリーン開発メカニズム)やカーボン・オフセットへの展開を検討する。

d ごみ減量・ごみ発電の推進

ごみの発生抑制を進めるとともに、プラスチック類の分別による二酸化炭素の排出抑制を進める。また、生ごみ・紙類の分別収集とバイオガス化により、一酸化二窒素(N₂O)及びメタン(CH₄)の排出抑制を進める。

さらに、焼却処理を行うごみについては、発生する余熱をごみ発電等に積極的に利用していく。

(2) 太陽光発電・太陽熱利用の拡大

a 太陽光発電、太陽熱利用の導入促進

京都市では、平成15年度から太陽光発電設備の設置助成を開始し、住宅用の太陽光発電設備の導入促進を図るとともに、公共施設においても、「京都市公共建築デザイン指針」

に基づき、太陽光発電や太陽熱利用などの再生可能エネルギーの導入を率先的に行ってきました。

国においては、「低炭素社会づくり行動計画」により、太陽光発電導入量を 2020 年に 10 倍、2030 年に 40 倍にすることを目標とした。このことから、本市においても、平成 21 年度から 1kW 当たりの助成額を 4 万 5 千円から 5 万円に引き上げるとともに、景観規制区域における景観配慮型のシステムを設置する場合にはさらに 3 万円上乗せを行い 1kW 当たり 8 万円に引き上げるなどにより、太陽光発電設備の設置の促進に引き続き取り組むなど、再生可能エネルギーの導入を一層促進する。

2-5-② 5 年以内に具体化する取組に関する事項

「“DO YOU KYOTO?”ライフスタイルの変革と技術革新」をシンボルプロジェクトに位置付け、取組を推進する。

(※印は、シンボルプロジェクトを示す。)

取組の内容	主体 時期	削減見込み (t-CO ₂)		活用を想定する事業等
(1) 廃棄物を徹底的に活用したエネルギー創出事業 (1)-a 産学公連携による生ごみ・間伐材等のエネルギーへの活用の研究開発と普及 ・バイオマス利活用の技術開発を行い、その成果を踏まえ、徹底的な利用を図る。	主体 市、大学、事業者 時期 継続	5 年間	5,800	※
		2030 年	73,000	
		エネルギー	73,000	
(1)-b 生ごみの分別収集による新たなエネルギー生成モデルの構築 ・生ごみ分別収集のモデル実験を踏まえ、生ごみ分別リサイクルの最適モデルを構築する。	主体 市、市民、事業者 時期 平成 20 年度～	5 年間	—	※(1)-a に計上
		2030 年	—	
		—	—	
(1)-c 使用済みてんぶら油のバイオディーゼル燃料化の推進 ・使用済みてんぶら油の回収拠点を拡大する。 ・バイオディーゼル燃料化事業の成果を用いた海外協力と OEM、カーボン・オフセットへの展開を検討する。	主体 市、市民、事業者 時期 継続	5 年間	—	(1)-a に計上
		2030 年	—	
		—	—	
(1)-d ごみの減量・ごみ発電の推進 ・循環型社会推進基本計画の推進 ・ごみ発電の推進	主体 市、市民、事業者 時期 継続	5 年間	81,000	
		2030 年	150,000	
		廃棄物	105,000	
		エネルギー	45,000	
(2) 太陽光発電・太陽熱利用の拡大 (2)-a 太陽光発電 太陽熱利用の導入促進 ・公共施設への率先導入 ・助成制度の拡充等による導入促進	主体 市、市民、事業者 時期 継続	5 年間	3,100	
		2030 年	59,400	
		エネルギー	59,400	

取組スケジュール

取組内容	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
(1)-a 産業学公連携による生ごみ・間伐材等のエネルギーへの活用の研究開発と普及				バイオガス化施設設置	
(1)-b 生ごみの分別収集による新たなエネルギー生成モデルの構築		回収 生ごみ モデル回収			
(1)-c 使用済みてんぷら油バイオディーゼル燃料化の推進		使用済みてんぷら油バイオディーゼル燃料化事業の推進 海外技術協力等			
(1)-d ごみの減量・ごみ発電の推進		ごみの減量・ごみ発電の推進 ●新循環型社会推進計画の策定			
(2)-a 太陽光発電 太陽熱利用の導入促進		助成制度の充実等による導入促進 公共施設への太陽光発電・太陽熱利用設備の導入			

2-6 京都市民環境ファンドの創設

2-6-① 取組方針

市民や事業者による温室効果ガスの排出削減の取組をさらに促進するために、ごみ有料化財源、森林環境税、地球温暖化対策に対する寄付、カーボン・オフセット事業等による収入を見込んだ「京都市民環境ファンド」を創設し、新エネルギーの導入・普及、低CO₂排出型機器の開発・普及、関連する研究・技術開発、森林整備、市民・事業者による地域の地球温暖化防止活動等のさまざまな主体による低炭素社会づくりに向けた取組を経済的に支える仕組みを構築する。

a 京都市民環境ファンドの創設

4億円の京都市環境保全事業振興基金及び平成18年度から導入した京都市のごみ有料化財源（有料ごみ袋の手数料収入からごみ袋製造経費等を差し引いたもの。年間約9億円）を原資として、平成21年度に「京都市民環境ファンド」を創設する。

また、森林環境税、「CO₂削減と吸収源拡大」活動に限定した市民や観光客等による特定目的の寄付金、エコポイント等を同基金へ受け入れて、この行動計画に掲げられた取組の資金に充て、施策・事業の具体化や推進を図る。

b 森林整備や都市緑化等の促進に向けた森林環境税創設の検討

吸収源確保を目的とした森林整備やヒートアイランド対策に寄与する都市緑化などの財源を確保するため、「森林環境税」の創設について検討する。

c 京都カーボン・オフセット事業の展開

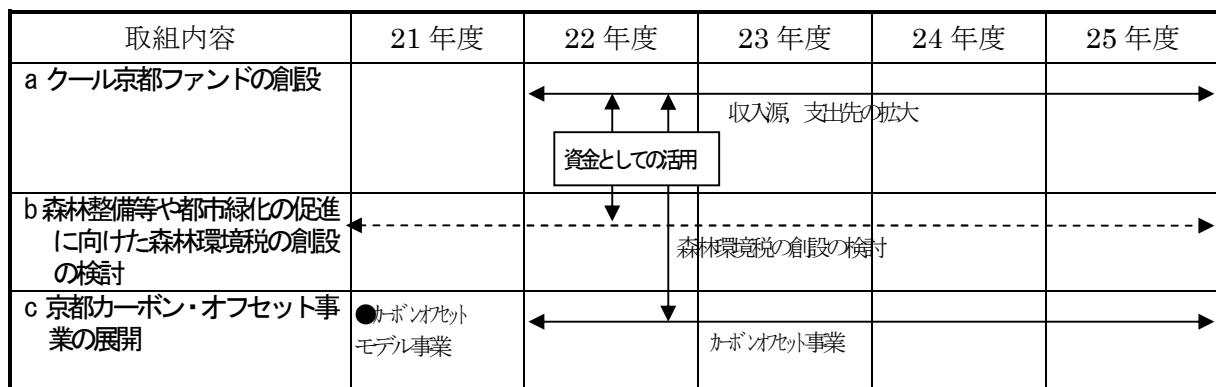
京都市民環境ファンドの活用策の一つとして、温室効果ガスの排出を価格化し、取引するカーボン・オフセットの普及を図る。

平成20年度環境省「カーボン・オフセットモデル事業計画設計調査」として採択され、NPO法人KES環境機構を中心に取り組まれる「京都カーボン・オフセット事業実施設計調査」に京都市も参加する。その成果を踏まえ、京のアジェンダ21フォーラムが中心となって取り組んでいる「京グリーン電力証書」制度の活用をはじめとした企業とNPO等をつなぐ地産地消のエネルギー創出事業を支援するとともに、金融機関や炭素取引仲介事業者との連携を通じて、広く市場に流通するCO₂削減クレジット取引にも参加できるカーボン・オフセット事業の展開をオール京都で取り組む。

2-6-② 5年以内に具体化する取組に関する事項

取組の内容	主体 時期	削減見込み (t-CO ₂)		活用を想定する事業等
a 京都市民環境ファンドの創設 ・京都市民環境ファンドを創設する。	主体 市、市民、事業者 時期 平成21年度～	5年間	—	吸収源等の拡大が見込める。
		2030年	—	
b 森林整備や都市緑化等の促進に向けた森林環境税の創設の検討 ・CO ₂ 吸収源対策等に充当する森林環境税の創設を検討する。	主体 市、市民、事業者 時期 具体的な時期は未定	5年間	—	吸収源等の拡大が見込める。
		2030年	—	
c 京都カーボン・オフセット事業の展開 ・カーボン・オフセット制度を確立する。	主体 市、市民、事業者 時期 継続	5年間	—	吸収源等の拡大が見込める。
		2030年	—	

取組スケジュール



3 取組体制等

3-1 行政機関内の連携体制

(1) 全庁体制

地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、市長を本部長とする「京都市地球温暖化対策推進本部」を設置している。

(2) 局横断的な取組の強化

市長直属の「地球環境政策監」、「交通政策監」を任命し、局横断的な取組体制を強化している。

(3) 「環境職」の創設

すべての行政施策を環境の視点から推進していく必要があることから、広範な分野にわたる環境関連の高度な専門知識を有する人材を確保することを目的に、政令指定都市ではじめて「環境職」を新設した。（平成21年度15名配置予定）

3-2 地域住民等との連携体制

(1) シンボルプロジェクト推進のための市民会議の設立

シンボルプロジェクト推進に向けて、「『歩くまち・京都』総合交通戦略策定審議会（『歩くまち・京都』市民会議）」、「『木の文化を大切にするまち・京都』市民会議」及び「環境にやさしいライフスタイルを考える市民会議」の3つの市民会議を設置し、市民、事業者との協働による取組を進める。

(2) 市民、事業者等とのパートナーシップによる推進体制

中小企業にも取り組みやすい環境マネジメントシステムであるKESなど先進的な取組の創出と実践を行っている「京（みやこ）のアジェンダ21フォーラム」、使用済みてんぷら油の回収拠点の拡大やマイバックの持参などに取り組む「京都市ごみ減量推進会議」、全国的にも先導的な活動をしている環境NPOなどと連携した取組体制が既に確立している。

(3) 「京都市未来まちづくり100人委員会」との連携

「京都市未来まちづくり100人委員会」を設置しており、この委員会の中でも地球温暖化問題を重要なテーマとして議論し、市民参加型で取組を進める。

3-3 大学、地元企業等の知的資源の活用

京都の強みである個性豊かな大学等の集積に支えられる知的資源を活用するとともに、歴史と文化を背景に発展を遂げてきた伝統的な産業から世界的に活躍する先端技術産業まで、たぐい稀な厚みを持った産業界の積極的な参画のもとに、産・学・公が手を携える基盤として、京都商工会議所等の事業者団体、京都大学をはじめとする国公私立大学とともに京都府、京都市による「京

都産学公連携機構」を設立し、オール京都の連携体制のもとで次のような取組を進めている。

- ナノテクノロジーを基盤に環境分野(資源・エネルギー)に資する部材の研究開発等を推進する「京都環境ナノクラスター」の構築
- 電気自動車と伝統産業を融合させた「Kyoto-Car」の研究開発
- 生ごみ、間伐材等のエネルギー活用の研究開発 等

3－4 國際的な連携

京都市は、COP3開催を契機に、京都議定書誕生の都市として、また先進国の一員としての責任を果たすため、地域において市民・事業者・行政が一体となった地球温暖化防止の取組を積極的に進めるとともに、地球温暖化対策などに積極的に取り組む世界中の自治体等との国際的な連携による取組を推進している。

(1) イクレイ(持続可能性を目指す自治体協議会)等との連携

a イクレイ(持続可能性を目指す自治体協議会)

京都市長がイクレイの東アジア地区代表の理事に就任し、地球温暖化問題に係る国内外の自治体との連携に努めている。

b WMCCC(気候変動に関する世界市長・首長協議会)

京都議定書発効を機にWMCCC(World Mayors' Council on Climate Change: 気候変動に関する世界市長・首長協議会)を設立し、先駆的な取組を進める都市のリーダー間のネットワークを築き、自治体による施策の推進、国際社会への地球温暖化対策の取組の重要性や自治体の取組支援の訴えなど、地域の取組促進のために国際的な連携に取り組んでいる。

(2) インドネシア・ボゴール市等への技術協力

インドネシア共和国の古都ボゴール市が、大型バス交通システムを導入するに当たり、京都市の廃食用油からのバイオディーゼル燃料化事業に係る技術協力(職員の派遣等)を進めており、本市の技術協力による二酸化炭素の削減効果として、中長期的には年間約50,000t-CO₂を見込むことができる。

このほか、インドネシア政府は約40都市で、同様のバス事業の導入を計画しており、本市は引き続き技術協力をを行うこととしている。

(3) 環境教育での国際貢献

本市の「京(みやこ)エコロジーセンター」が蓄積してきた環境教育のノウハウを独立行政法人国際協力機構(JICA)が進める中国の環境教育拠点づくりプロジェクトをはじめ、アジアの国々を中心に提供する。